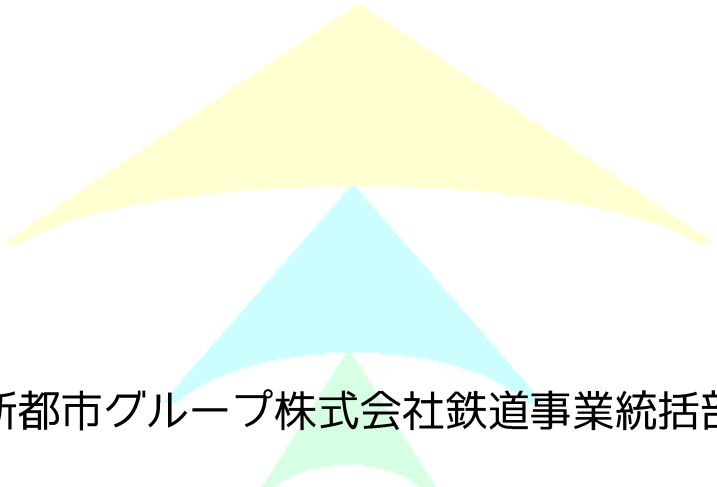


重 要

新都市グループ直通運転規則



新都市グループ株式会社鉄道事業統括部

警告

この文章の内容は、全て架空鉄道に関する内容であり、全てフィクションです。
そのことをご了承の上ご覧ください。

<目的>

第一条 この規則は、新都市グループ（以下、「当社」・「当グループ」という）に属する各社と架空鉄道事業者と直通運転する際に合理的な取扱い方を定め、もって問題の回避を図る目的で制定したものである。

<直通運転の実行>

第二条 当グループ各社は、直通運転を行う架空鉄道事業者（以下、「直通先事業者」という）とが相互に利益を共有し、架空鉄道の振興を目指して直通運転を行う。

第三条 当グループ各社と直通運転を行う際は、当社代表者と直通先事業者の相互の了承のもと行うものとする。

第四条 当社に直通する際は、当グループ各社各路線の規格を満たさなくてはならない。

第五条 当社と直通している場合は、直通先事業者は、当グループ各社路線との並行路線を建設してはならない。又、当社も直通先事業者との並行路線を建設しない。但し、以下に掲げる場合は例外とする。

- (1) 当社又は、直通先事業者が並行路線の建設を認めた場合。

第六条 直通先事業者は、常に当社が直通路線・直通車両・直通先事業者の情報を確認できる手段を持たなくてはならない。尚、そのような手段を持たない事業者に関しては、如何なる場合においても直通運転を実行できない。

<直通運転の交渉>

第七条 当社との交渉の際は、メールを使用しなくてはならない。但し、以下に掲げる場合は例外とする。

- (1) メールより効率的と認められる又は、メールでの交渉が不可能な場合においてのみ Twitter ダイレクトメッセージを用いての交渉を認める。

第八条 直通先事業者は、直通運転を申し込んだ時点でこの規則に了承したものとみなし交渉を行う。

第九条 交渉においては、全ての事項において交渉し合意しなくてはならない。

第十条 交渉においては、乗入種別・本数・区間・車両・開始日を決定しなければならない。

第十一条 交渉においては、接続駅の管理会社と配線を決定しなければならない。

第十二条 直通該当路線との間に連絡線を設ける場合は、交渉においてその連絡線の管轄する事業者を決定しなければならない。

第十三条 特別急行列車を設定する際は、交渉において第十条の事項に加えて特急料金・列車名と停車駅を相互に決定し合意しなければならない。

第十四条 交渉途中において一ヶ月間連絡が取れない場合は、計画が消滅したものとみなす。

第十五条 直通先事業者において直通運転に変更がある際は、当社に連絡しなければならない。

第十四条 直通先事業者において一年以上活動が認められない場合は、当社からの連絡の上で直通運転が休止したものとみなす。但し、再度連絡が取れた場合は、直ちに直通運転を再開できる。

<補則>

第十七条 直通先事業者がこの規則に反した場合は、当社の判断により以下に掲げる懲罰を受ける。尚、懲罰を実行する場合は、事業者名・事案内容・懲罰内容を公開する。

- (イ) 注意：違反事項について修正を促す。
- (ロ) 警告：違反事項について修正を促し、当グループ各社に対し直通休止を勧告する。
- (ハ) 直通休止：一定期間又は無期限に直通運転を休止する。
- (ニ) 直通廃止：直通運転を廃止する。
- (ホ) 協力関係の破棄：当社及び当グループ各社は、直通先事業者と関係を持たない。

第十八条 直通先事業者は、直通開始と同時に当社と協力関係にあるとみなし、当社から様々な支援を受けることができる。

第十九条 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日より施行し、最新改定版を有効とする。

(平成 29 年 6 月 27 日改定)

連絡先：E-mail：toshitetu@gmail.com / Twitter：@shintoshigroup